

三重県建設工事検査規則(昭和40年11月5日三重県規則第81号)

【沿革】 昭和41年5月24日三重県規則第30号	平成12年3月24日第10号一部改正
昭和43年11月30日第56号	平成14年3月29日第35号一部改正
昭和45年5月12日第24号	平成14年9月27日第55号一部改正
昭和54年12月28日第61号	平成16年3月31日第22号一部改正
昭和59年8月24日第37号	平成17年7月1日第61号一部改正
昭和61年3月31日第11号	平成18年3月31日第53号一部改正
昭和63年7月26日第39号	平成18年6月16日第69号一部改正
平成2年3月27日第9号一部改正	平成20年3月28日第34号一部改正
平成5年3月19日第11号一部改正	平成21年3月24日第15号一部改正
平成5年9月7日第50号一部改正	平成24年3月30日第19号一部改正
平成6年3月18日第29号一部改正	平成25年3月29日第50号一部改正
平成7年3月31日号外一部改正	平成30年12月21日第87号一部改正
平成9年7月1日第134号一部改正	令和2年3月27日第26号一部改正
平成10年4月1日第37号一部改正	令和3年3月19日第56号一部改正
平成11年12月3日第115号一部改正	令和7年3月7日第5号一部改正

三重県土木建築工事検査規則を次のように定める。

三重県建設工事検査規則

〔題名改正 昭和54年規則61号〕

目次

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 検査の通則（第9条～第15条）

第3章 完成検査（第16条～第22条）

第4章 出来高部分検査（第23条・第24条）

第5章 中間検査（第25条）

第6章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、県が行う工事の検査について、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づく、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）及び三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）の特例を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）工 事 農林水産部、県土整備部及び教育委員会が所掌する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、維持及び製造をいう。

（2）検査員 工事検査総括監、検査監、検査主幹、検査主査及び知事が検査を命じた者をいう。

- (3) 課長 工事を施工する三重県行政組織規則（平成14年三重県規則第35号）第19条第1項及び第110条第1項に規定する課長をいう。
- (4) 所長 工事を施工する三重県行政組織規則第110条第1項に規定する所長をいう。ただし、教育委員会にあっては、県立学校及び教育委員会事務局の所管する機関の長をいう。
- (5) 監督員 工事を監督する職員をいう。
- (6) 受注者 三重県会計規則及び三重県建設工事執行規則の規定により工事の請負又は委託の契約を締結した者をいう。

(検査)

第3条 工事に係る完成検査及び出来高部分検査は、すべて検査員が行うものとする。

- 2 検査員は、工事の施工途中において必要により中間検査を行うことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、検査に関する事務の一部を知事が別に定める者に委託することができる。

(指示権限)

第4条 検査員は、第12条で定める検査の基準及び第16条第3項で別に定める検査要領に基づき、工事の改善を図るため、課長、所長、監督員又は受注者に対し、設計、施工技術等について指示することができる。

第5条 削除（昭和45年規則24号）

(市町等の工事に対する検査)

第6条 検査員は、市町等から工事の検査について委託された場合においても、この規則の規定に基づいて行わなければならない。

(検査の執行)

第7条 検査は、工事検査総括監の命を受けて行うものとする。

(検査の判定等)

第8条 検査員は、検査を行う場合には、あらかじめ検査の対象となる工事の内容、契約条項、仕様書等を熟知しておかなければならない。

- 2 検査員は、厳正に検査を行い、合格又は不合格の判定をしなければならない。この場合において、合否の判定がしがたい事項については、工事検査総括監の指示を受けなければならない。

第2章 検査の通則

(検査命令等)

第9条 工事の検査命令は、検査命令簿（第1号様式）により行うものとする。

- 2 工事の検査決定通知は、検査決定通知書（第1号様式の2）により、工事検査総括監から課長

又は所長に対して行うものとする。

3 前項の通知を受けた課長又は所長は、監督員を通じて検査日を受注者に通知するものとする。

(検査の立会い)

第10条 受注者又はその代理人並びに監督員及び課長又は所長の命じた者は、検査に立ち会い、検査員の指示に従わなければならない。

(検査の手続)

第11条 受注者は、工事の検査を受けようとする場合には、別に定める完成通知書、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書（第3号様式）を知事に提出し、検査を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する完成通知書、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、請負契約に基づく工事にあつては14日以内に、委託契約に基づく工事にあつては10日以内に検査しなければならない。

3 受注者、課長又は所長は、中間検査を受けようとする場合には、中間検査要求書（第3号様式の2）を知事に提出しなければならない。

(検査の方法等)

第12条 検査員の行う検査の方法及び基準は、別に定める。

2 検査員は、完成検査及び出来高部分検査については、別に定める採点基準により評定しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定する検査の方法及び採点基準については、異議を申し立てることはできない。

(改造等の命令)

第13条 検査員は、検査の結果、不合格の部分がある場合には、当該工事の受注者に対し、その不合格の部分について期間を定めて工事の改造、補修又は補正を手直命令書（第4号様式）又は委託業務補正命令書（第4号様式の2）により命令し、又は指示しなければならない。ただし、特殊なものについては、当該工事を課長又は所長に協議して行うものとする。

(再検査)

第14条 受注者は、前条に規定する命令を受けた場合には、その命令する期間内に手直工事又は補正工事を完成しなければならない。

2 受注者は、前項の手直工事又は補正工事が完成した場合には、手直工事完成報告書（第5号様式）又は委託業務補正完了報告書（第5号様式の2）を知事に提出し、改めて検査を受けなければならない。

(検査の復命)

第15条 検査員は、検査を完了した場合には、復命書（第6号様式）に検査写真帳（第7号様式）を

添えて、速やかに復命しなければならない。この場合において、完成検査及び出来高部分検査に係るものにあつては、別に定める工事成績調書を添えなければならない。

- 2 検査員は、測量、調査又は設計に係る検査を完了した場合には、前項の規定にかかわらず、復命書に別に定める設計業務等成績調書を添えて、速やかに復命しなければならない。

第3章 完成検査

(出来形検査)

第16条 完成検査は、契約書、仕様書、設計書及び図面（以下「契約書等」という。）に基づき工事の出来形の適否、工事の進捗状況等を現地において検査しなければならない。この場合において直営工事にあつては、関係帳簿等の検査をあわせて行うものとする。

- 2 検査員は、前項の検査をする場合には、特に規格、品質、数量等を測定検査し、契約書等にその出来形が適合しているか否かを確認しなければならない。

- 3 検査員は、測量、調査又は設計に係る検査をする場合には、前2項の規定にかかわらず、別に定める検査要領に基づき検査しなければならない。

(書類判定)

第17条 検査員は、地中又は水中等外部に現れない工事で、その適否の判定が困難な場合には、監督員から工事施工の状況等を聞くとともに記録、写真、資料その他の関係書類に基づいて判定するものとする。

(破壊検査等)

第18条 検査員は、必要があると認めた場合には、破壊検査又は特殊検査を行い、出来形の適否を検査するものとする。この場合における破壊は、必要最小限に留めなければならない。

第19条から第21条まで 削除

(貸与品及び支給材料の状況把握)

第22条 検査員は、検査に係る工事について、貸与品又は支給材料がある場合には、関係書類に基づきその保管、使用、返納等の状況を把握し、その適否を判定しなければならない。

第4章 出来高部分検査

(出来高部分検査)

第23条 出来高部分検査は、工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、その出来高を確認するために行うもので、完成検査の重複執行を妨げないものとする。

(出来高部分検査の方法)

第24条 出来高部分検査の方法は、完成検査の規定を準用する。

第5章 中間検査

(中間検査)

第25条 検査員は、必要があると認める場合又は第11条第3項の中間検査要求書の提出があった場合には、工事の施工中途において、その出来形部分について検査をすることができる。

2 前項に規定する検査の方法は、完成検査の規定を準用する。

第6章 雑 則

(検査のための調査等)

第26条 検査員は、工事現場に立ち入り、受注者及びその使用人又は監督員等に対し口頭若しくは書面により説明を求め、質問し、又は必要な書類を呈示若しくは提出させることができる。

(三重県流域下水道事業会計の準用)

第二十六条の二 この規則は、三重県流域下水道事業会計規則（令和二年三重県規則第二十六号）における県が行う工事の検査に関し準用する。この場合において、第二条第六号中「三重県会計規則」とあるのは「三重県流域下水道事業会計規則」と読み替える。

(補則)

第27条 その他工事の検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に提出されている報告その他の手続は、この規則によってなされた報告その他の手続とみなす。

附 則（昭和41年5月24日三重県規則第30号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和41年5月1日から適用する。

2 この規則施行の際、現に提出されている報告その他の手続は、この規則によってなされた報告その他の手続とみなす。

附 則（昭和43年11月30日三重県規則第56号抄）

1 この規則は、昭和43年12月1日から施行する。

附 則（昭和45年5月12日三重県規則第24号）

この規則は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年12月28日三重県規則第61号）

1 この規則は、昭和55年1月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に提出されている報告その他の手続は、改正後の三重県建設工事検査規則によってなされた報告その他の手続とみなす。

附 則（昭和59年8月24日三重県規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日三重県規則第11号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和63年7月26日三重県規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月27日三重県規則第9号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月19日三重県規則第11号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年9月7日三重県規則第50号)

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月18日三重県規則第29号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の三重県建設工事検査規則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている要求書その他の書類は、改正後の三重県建設工事検査規則の規定により提出された要求書その他の書類とみなす。

- 3 旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成7年3月31日三重県規則第35条抄)

(施行期日)

この規則は平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年7月1日三重県規則第134号)

この規則は平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日三重県規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日三重県規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日三重県規則第35号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月27日三重県規則第55号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日三重県規則第22号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日三重県規則第61号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県建設工事検査規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている要求書その他の書類は、改正後の三重県建設工事検査規則の規定により提出された要求書その他の書類とみなす。
- 3 旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日三重県規則第 53 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県建設工事検査規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている要求書その他の書類は、改正後の三重県建設工事検査規則の規定により提出された要求書その他の書類とみなす。
- 3 旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成 18 年 6 月 16 日三重県規則第 69 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日三重県規則第 34 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 24 日三重県規則第 15 号)

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 3 0 日三重県規則第 19 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県建設工事検査規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている要求書その他の書類は、改正後の三重県建設工事検査規則の規定により提出された要求書その他の書類とみなす。
- 3 旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日三重県規則第 50 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県建設工事検査規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている要求書その他の書類は、改正後の三重県建設工事検査規則の規定により提出された要求書その他の書類とみなす。
- 3 旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成30年12月21日三重県規則第81号)

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の三重県建設工事検査規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に締結された契約に基づく工事について適用し、同日前に締結された契約に基づく工事については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月27日三重県規則第26号抄)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日三重県規則第56号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県建設工事検査規則（次項において「旧規則」という。）の規定により提出されている要求書その他の書類は、この規則による改正後の三重県建設工事検査規則の規定により提出された要求書その他の書類とみなす。
- 3 旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和7年3月7日三重県規則第5号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

検査命令簿

所属名	
検査要求年月日	年 月 日
受付年月日	年 月 日
検査命令年月日	年 月 日

施行番号 工事区分 検査種別	工事番号 工事名	履行場所	契約金額 (円)	受注者 住所又は所在地 氏名又は名称	工期 完成年月日 監督員受理日	監督員 (最大5名) 班、課名等	検査員 (最大5名) 職 名 氏 名	検査予定日	備 考	復命書日
						職 名 氏 名	氏 名			成 績 点
受付番号										

第3号様式（第11条関係）

出来高部分検査要求書

年 月 日

三重県知事 宛て

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

次の工事について、第 回 の出来高部分検査を要求します。

1 工 事 番 号 年度 第 分 号

2 工 事 名

3 履 行 場 所 (自)

(至)

4 工 期 着手 年 月 日

完成 年 月 日

5 契 約 金 額 円

(うち取引に係る消費税及び
地 方 消 費 税 の 額 円)

※ 受 理 年 月 日 監督員氏名

第3号様式の2（第11条関係）

中間検査要求書

年 月 日

三重県知事 宛て

課長若しくは所長又は
受注者

次の工事について、中間検査を要求します。

記

1 工 事 番 号 年度 第 分 号

2 工 事 名

3 履 行 場 所 (自)

(至)

4 受 注 者

5 工 期 着手 年 月 日

完成 年 月 日

6 契 約 金 額 円

(うち取引に係る消費税及び
地 方 消 費 税 の 額 円)

7 中間検査を受けよう
とする出来形部分

8 検 査 場 所

9 検査執行希望年月日 年 月 日

※ 受理 年 月 日 監督員氏名

(規格A4)

第4号様式（第13条関係）

手 直 命 令 書

年 月 日

様

検査員 職 氏名

三重県建設工事検査規則第13条の規定により、次のとおり手直しを命じます。

工事番号及び 工 事 名	年度 第 分 号	履 行 場 所	(自) (至)
着手年月日 完成年月日	年 月 日 年 月 日	契 約 金 額	円
検 査 立 会 人		検 査 年 月 日	年 月 日
手 直 事 項			
指 示 事 項			
手 直 期 限	年 月 日	手 直 完 了 後 の 検 査	再検査・課長又は 所長の検査

上記の手直命令に応じます。

年 月 日

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

検 査 員

あて

(規格A4)

第4号様式の2（第13条関係）

委託業務補正命令書

年 月 日

様

検査員 職 氏名

三重県建設工事検査規則第13条の規定により、次のとおり補正を命じます。

業務番号 及び 業務名	年度	第 分 号	履 行 場 所	(自) (至)
着手年月日 完成年月日	年 月 日 年 月 日		業 務 委 託 料	円
検査立会人			検査年月日	年 月 日
補正事項				
指示事項				
補正期限	年 月 日			

上記の補正命令に応じます。

年 月 日

住所又は所在地
受注者 氏名又は名称
及び代表者氏名

検査員

あて

(規格A4)

第5号様式（第14条関係）

手直工事完了報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

次のとおり、手直工事が完了したから報告します。

工事番号及び 工事名	年度 第 分 号	履 行 場 所	(自) (至)
手直命令 (指示) 者氏名		手直期限	年 月 日
指示年月日	年 月 日	手直工事完了 年 月 日	年 月 日
手直指示事項			
措置事項			

※ 受理 年 月 日

監督員氏名

(規格A4)

第5号様式の2（第14条関係）

委託業務補正完了報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日補正命令を受けた次の委託業務については、補正が完了したから報告します。

業務番号 及び 業務名	年度 第 分 号	履行場所	(自)
		補正期限	年 月 日 (至)
指示年月日	年 月 日	補正完了日 年 月 日	年 月 日
補正事項			
措置事項			

※ 受理 年 月 日

監督員氏名

復 命 書

年 月 日

三重県知事 宛て

検査員職氏名

年 月 日実施した 検査の結果は、次のとおりでした。

工 事 番 号	年度 第 分 号	
工 事 名		
履 行 場 所	(自) (至)	
契 約 金 額	円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)	
※手直し補正金額		
受 注 者		
監 督 員	監督種別 職名 氏名	
立 会 人	発 注 機 関	
	受 注 者	
工 期	着 手	年 月 日
	完 成 期 限	年 月 日
	完 成	年 月 日
※手直し補正命令年月日	年 月 日	
※手直し補正完了年月日	年 月 日	
※手直し補正措置 事項確認者		
検 査 結 果	合 格 不 合 格	

(注) 手直し補正検査以外の検査の場合には、※印欄に記入しないこと。

(規格A4)

第7号様式（第15条関係）

検 査 写 真 帳

工事番号 年度 第 分 号

工 事 名
